

平成27年11月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成25年(ワ)第3197号 地位確認等請求事件
(口頭弁論終結の日 平成27年9月2日)

判 決

主 文

- 1 原告が被告に対し、被告の設置する追手門学院大学心理学部教授として勤務する労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する平成25年4月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その11を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文第1項同旨
- 2 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成25年4月13日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、被告の設置する追手門学院大学（以下「本件大学」という。）の心理学部教授として勤務していた原告について、被告が原告に対してした配転が無効であると主張して、原告が被告に対し、本件大学心理学部教授として勤務する労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める（第1の1）とともに、上記配転が不法行為に該当するとして、民法709条に基づく損害賠償として、慰謝料500万円の支払を求める（第1の2）事案である（遅延損害金の起算日は不法行為の日の後である訴状送達の日）。

1 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲括弧内の証拠等により容易に認められることができる事実）

(1) 当事者等
(略)

(2) 教育研究所等
(略)

(3) 原告に対する配転

ア 被告は、平成24年7月28日、原告を教育研究所へ配転するとともに、一貫連携教育機構特別教授に任命した（以下「本件配転」という。）。

イ 被告は、平成25年4月1日、原告を旧・心の教育研究所の所長に任命した（争いがなく、以下「第2配転」という。なお、被告は、これについて配転ではなく、教育研究所の「教授」との兼務を命じたものであると主張するが、本判決においては、職務の追加的変更を命じたものという意味で「配転」と称することとする。）。

ウ 被告は、平成26年4月1日、原告に対し、一貫連携教育機構の特別教授の任を解き、新・心の教育研究所への配置換えを命じた（以下「第3配転」といい、本件配転及び第2配転と併せて「本件各配転」という。なお、被告は、これが組織再編であって新旧の心の教育研究所の事業内容に変更はなく、配転ではないと主張するが、各心の教育研究所が附置先を異にし、原告の所属部署を変更するものであることが明らかであるから、「配転」と称することとする。）。

エ 被告は、平成27年4月1日、平成29年3月31日までを任期として、原告を、新・心の教育研究所の所長に任命した。

(4) 本件大学の教員に適用される就業規則

ア 平成3年3月に本件大学に勤務する専任の教育職員及び事務職員を対象として制定された就業規則（後記イに先立つ直近の改正は平成22年6月30日施行のもの。以下「旧就業規則」という。）には、配転に関する規定が存在しなかった。

イ(ア) 被告は、平成24年3月、旧就業規則に服務規律と題する章を追加することを内容とする変更を行い、これを同年4月1日施行した（以下この変更を「本件就業規則変更」といい、変更後の就業規則を「新就業規則」という。）。「第5章 服務規律」として追加された規定は、別紙「本件就業規則変更により追加された規定」のとおりである。

(イ) 被告は、被告に勤務する職員で組織される5つの労働組合（当時）のうち3つの労働組合との間で、本件就業規則変更に合意する内容の協定を締結したが、これらの労働組合は、いずれも被告が雇用する労働者の過半数で組織されるものではなく、労働者の過半数代表も選出されていない。また、本件就業規則変更につき、労働基準監督署への届出は行われていない。

2 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件の争点

ア 原告が教授たる地位を有するか否か

(ア) 原告は、学長就任に伴い、当然に教授たる地位を喪失したか（争点1）

(イ) 原告が、被告との間で、学長就任に伴い、教授たる地位を喪失する旨の合意をしたか（争点2）

イ 原告が心理学部に所属しているか否か

(ア) 原告は、学長就任に伴い、当然に心理学部から離脱したか（争点3）

(イ) 被告の原告に対する配転命令権の有無（争点4）

(ウ) 本件配転が配転命令権の濫用に当たるか（争点5）

ウ 本件配転が不法行為を構成するか否か並びにこれにより原告に発生した損害の有無及びその額（争点6）

(2) 当事者の主張

ア 争点1（原告は、学長就任に伴い、当然に教授たる地位を喪失したか）について（被告の主張）

(ア) 被告は、原告を教育職員として採用したものであるところ、「教授」等の職位は、被告が原告に対して付与するものである。

学長は、行政職として所属職員を統督するものであり（学校教育法92条3項）、その職務は、学生を教授しその研究を指導するという教授のそれとは明らかに異質なもので、職位も別である。したがって、学長に就任した者に対して被告が教授職を併任する旨を命じない限り、その者は教授たる地位を喪失する。文部事務次官の通達（「国立大学法人設置法の一部を改正する法律の施行について」）によれば、副学長についても原則として専任者を充てるべきとされており、より職位の高い学長職に専任者が充てられるべきことは当然である（なお、原告が反論において引用する副学長規程は、平成24年6月をもって廃止され、兼任を前提とする条項は削除された。）。また、大学設置基準12条2項は、専任教員を「専ら前項の大学における教育研究に従事するもの」とし、文部科学事務次官通知（「大学の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」）は、この「専ら」という文言について、「専任教員が当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が他の従事する業務などに比べて著しく高いことを想定している」としている。これらによれば、学長職と教授職とは、原則として兼任しないものである。もっとも、被告は、私立大学が学長に教授を併任させることを否定するものではなく、過去に学長を務めた者のうち、A、B及びCに対しては、学長を命ずるとともに教授を命じているが、原告に学長を命じた際には、教授を併任する旨を発令していないから、被告が原告に学長を命じた時点で、原告は心理学部教授の地位を喪失した。学長退任までの間の原告の地位は、無任所の教育職員である。

(イ) 「教授」から「学長」への地位の変更は、職位の上昇であり、昇進である。ある従

業員が「課長」から「部長」に昇進した場合、その者が課長の地位を喪失していなければ、部長の職務まで行わなければならないことになるが、かかる結論が不合理であることは明らかであり、上級職位が下級職位を包含することはない。

(ウ) 実際にも、原告は、学長在任中、心理学部教授会の構成員として取り扱われてはいなかったし、被告が文部科学省に提出した平成 22 ないし 24 年度の「学生教職員等状況票」においても、原告は心理学部教授として扱われていない。被告から支払われていた給与は、教授給ではなく学長給である。

(エ) 以下のとおり、原告が主張する諸事情（後記〔原告の主張〕(イ)）については、全て争う。

① 文部科学省に提出された「追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻課程変更認可申請書」は、被告の理事会で審議を受けた書面ではない。稟議書には学院長及び常務理事の押印がなく、学長である原告が最終稟議者としてその上長に稟議を回さずに独断で提出したものである。

② 学院要覧や履修要綱、学部案内は、教務課が提供した教員名簿を基にして作成したものであるが、教務課は、原告が学長在任中も学生の授業を受け持っていたことから、学生の混乱を避けるため、学長就任前の原告の肩書を残したにすぎない。平成 22 年度の学部・学科ガイドは、原告が学長に就任する前の平成 21 年 5 月に作成されたもので、学長在任中の原告の地位とは関係がない。

③ 心理学論集は、心理学部心理学科が独自に発行しているもので、被告ないし本件大学が関与したものではない。

④ 心理学部教授会等への原告の参加は、原告と心理学部の勝手な判断で行ったものであり、被告も本件大学も関与しておらず、許容したこともない。「心理学科人事会議」なる会議は、学内規程上何の根拠もなく、被告において把握できるものではない。原告の教授その他の職位を決めるのは被告（理事会）であり、心理学部教授会にはそのような権限はない。

⑤ 給与明細書における宛先は、人事課の事務作業としてしたものであり、原告の教授たる地位を根拠付けるものではない。学長退任後に原告に教授給を支払っていたのは、労働者に対する不利益取扱いを回避するために行っていたものである。大学給与規程（以下「本件給与規程」という。）には、教育職員の給与区分として、助教、講師、准教授及び教授しかないが、これは通常のエducational職員を対象としたものであり、一度学長に就任して退任し、無任所の教育職員となった原告にはそのまま当てはめられない。

⑥ 学長退任後に原告の出勤簿やメールボックス、名札が心理学部教員のそれらの位置に置かれていたとしても、原告の所属が未定であることから暫定的に置かれていただけである。

(原告の主張)

(ア) 原告は、学長在任中も、学長退任後も、本件大学心理学部の教授たる地位にあった。原告が学長に就任した際、教授職を解くとの辞令は発されていない。過去にも、学長に在任中も退任後も〇〇学部の教授を務めたDの例がある。

(イ) 次の事実は、原告が、学長在任中（①ないし③）及び学長退任後（④以下）に教授たる地位を有していたことを示すものである。

① 被告は、平成 22 年 5 月 31 日付けで文部科学大臣宛てに提出した、「追手門学院大学大学院心理学研究科心理学専攻課程変更認可申請書」に、原告を心理学部教授と記載した教員名簿を作成添付し、また、原告が自身を心理学部所属の教授と記載した教員調書を訂正することなく添付している。

② 学院要覧、平成 22 年度学部・学科ガイド及び履修要綱、平成 23 年度及び平成 24 年度の本件大学案内並びに平成 22 年 10 月から 11 月にかけて実施された社会人向けの講座「おうてもん塾」の案内には、原告が心理学部教授として紹介されている。

③ 心理学部心理学科が発行する「心理学論集」（平成 23 年及び平成 24 年の各 3 月 31 日発行）には、原告が心理学部教授と明記されている。

④ 原告は、学長退任後、心理学部教授会及び心理学研究科委員会（大学院における

教授会に相当するもの)に出席し、秋期に開講される科目の非常勤講師の採否について書類審査を行うなどしたほか、心理学科会議(心理学科のカリキュラムや予算等心理学科の教学・運営に関する事項を扱う会議)や心理学科人事会議(教授会に提案する人事案件を相談する会議)にも出席している。被告は、このことを知りながら、何ら異議を唱えなかった。

- ⑤ 原告の学長退任後も、前記「心理学論集」には、原告が心理学部教授と明記されている。
 - ⑥ 学長退任の翌日である平成24年5月28日、原告の出勤簿、メールボックス及び名札が、心理学部教員の所定の位置に戻された。
 - ⑦ 原告は、平成24年6月17日に開催されたオープンキャンパスにおいて、心理学部教授として紹介された。
- (ウ) 被告の主張は、次のとおり失当である。
- ① 職務を専務的に行う専任者であるということ、その者がどの部署に配置されているのかということは全く別の事柄であり、学部教授としての地位を有しながら、学長・副学長としての職務を専務的に行うことは何ら問題がない。被告は、副学長を原則として専任者とする旨の文部事務次官通達を指摘するが、本件大学の副学長規程5条は、「副学長に就任した教授については、その職にある期間は、所属する学部(大学院)の教授であることに伴う責務を免除する」と定め、教授たる地位を有することを当然に予定し、副学長就任時に学部教授との兼任辞令を発することもなければ、副学長退任時に学部教授への配転命令を発することもない。実際、本件大学においても、学長や副学長が完全に専任者とはならず、所属学部の授業を受け持つことも行われており、原告も、学長を務めながら、特段の手続を経ることなく、心理学部の授業を担当していたが、これは、同学部教授の地位を有していたからである。被告が挙げる法律・通達等が、学長職と教授職の兼任を想定していないというのであれば、被告が兼任辞令を発したとしても、効力は認められないはずである。
 - ② 教授職と学長職が上位・下位の関係にあるとする根拠はない。学校教育法上、助教、講師、准教授及び教授は学生の教授・指導及び研究に従事するものとされる一方、学長・副学長・学部長はいずれも「校務」を行うもの、いわゆる行政職として全く別に位置付けられているし、本件大学の学則(以下「本件学則」という。)でも、本件給与規程でも、教育職と行政職は明確に区別されている上、被告自身、副学長と教授職との兼任を認めており、学長だけ別異に解する理由はない。准教授から教授への地位の変更は、本件学則上「教員」内部での地位の変更であるから、本件給与規程上「昇任」とされているが、教授と学長との関係は、教員の地位と役職の兼任関係であり、教授と准教授との関係とは異なる。また、教育職と行政職とでは、選任方法も全く異なる。これらによれば、教授職と学長職が上位・下位の関係にあり両立しないということはいできない。
 - ③ 原告が学長在任中に心理学部教授会に出席していなかったのは、校務をつかさどり、所属職員を統督するという職務を行う学長の立場に鑑み、教授会を適切に運営するため、学長は教授会には出席しないという慣行があったためである。各学部教授会も、学長就任者をその在任期間中定足数から外すが、定足数から外す事由が消滅すれば、当然にこれに算入することになるのであり、原告についても、平成24年5月31日の心理学部教授会において原告を定足数に加えることの確認がされ、その後、原告は教授会に出席している。したがって、学長在任中に原告が心理学部教授会に出席していなかったことは、原告の教授たる地位を否定する根拠にはならない。
 - ④ 被告が文部科学省に提出した「学生教職員等状況票」は、その記入上の注意として、学長及び副学長は、職名別の学長欄、副学長欄及び計欄にのみ記入し、教授を兼ねている場合でも、学部(学科)等の欄には記入しないこととしているが、これは、文部科学省においても、学長職・副学長職と教授職の兼任があり得るとしていることを示すものである。したがって、これに原告が教授として記載されていないことをもって、原告が教授たる地位を有しないことの根拠とすることはできない。

⑤ 原告が受領していた給与が学長給であって教授給でなかったとの点について、教員が従事する職務に応じた賃金を受けることは当然であり、学長給を受領していたことをもって原告が教授の地位を失っていることにはならない。

イ 争点2（原告が、被告との間で、学長就任に伴い、教授たる地位を喪失する旨の合意をしたか）について

（被告の主張）

原告は、学長就任に際し、被告との間で、教授たる地位を喪失することを合意した。すなわち、原告は、平成21年12月に実施された学長選挙に立候補（一次選考での上位5名のうち学長になる意思のあるものが所信表明を行うことが立候補とみなされる。）したが、これが、学長就任及びこれに伴う心理学部教授の地位喪失の申込みであり、被告理事会による平成22年1月22日の承認が、これに対する承諾に当たる。

（原告の主張）

被告の主張はいずれも否認する。

学長選挙の過程において立候補という概念は存在しないし、原告が心理学部教授の地位を失う旨の意思表示（申込み）をしたこともない。

ウ 争点3（原告は、学長就任に伴い、当然に心理学部から離脱したか）について

（被告の主張）

争点1について主張したとおり、被告が原告に対し、教授を併任する旨を命ずることなく学長を命じたことにより、原告は、心理学部からも離脱した。そして、原告が学長を退任した後、被告は、原告に対し、心理学部への所属を命じたことはないから、原告は心理学部に所属しておらず、一大学教員であったにすぎない。学部には所属しない大学教授は、被告においても、他大学においても多数存在する。労働契約関係において、労働者の人事異動の過程で一時的に所属ポストの空白期間が生じたとしても、賃金の保障をしている限り労働者に不利益はなく、何らあり得ない事態ではない。

（原告の主張）

被告の主張は全て争う。

争点1について主張したとおり、原告は、学長を退任した平成24年5月26日から本件配転までの約2か月間、心理学部教授として業務に従事し、心理学部教授会に出席し、心理学部教授として被告から給与の支払を受けている。被告の主張によれば、原告は上記期間中どこにも所属していないことになるが、具体的な所属のない教育職員というのは、組織の一般原則や本件の勤務関係からしてあり得ない。

エ 争点4（被告の原告に対する配転命令権の有無）について

（被告の主張）

（ア） 新就業規則25条(5)

① 新就業規則25条(5)は、原告を含む本件大学の教職員に対し、配置換えを命じ得る旨の規定である。被告は、これに基づき、原告に対し、本件各配転を行った。

② 本件就業規則変更は、以下の理由により有効である。

a 労働基準法90条の手続は、就業規則変更の効力発生要件ではない。

b 被告は、本件就業規則変更の際に、事前・事後ともに十分な周知と意見聴取を行い、労働組合との間でも説明及び交渉等を十二分に行っている。

c 本件就業規則変更は、被告に配転命令権を付与することを内容とするものであるが、配転命令権は、組織運営において最も基本的かつ重要なものであり（これがなければ、人事異動のたびに各従業員から同意を得る必要があることになり、明らかに不合理である。）、変更内容として合理的なものである。

（イ） 労働契約に内在する人事権

使用者が労働者を職業能力の発展に応じて諸種の職務やポストに配置していく長期雇用システムにおいては、労働契約上、使用者が労働者を企業組織の中に位置付け、その役割を定める人事権が当然に予定されている。本件各配転は、本件労働契約に内在するこの人事権を行使して行ったものである。

（ウ） 職務及び職場等の限定の点について

なお、被告は、原告を教育職員として採用したものであり、原告を教授として労働

契約を締結したのではない。職務や職場の限定は一切存在しない。

(原告の主張)

(ア) 新就業規則 25 条(5)について

- ① 新就業規則 25 条(5)は、その内容に照らしても、当該職員の同意に基づく場合を含め、結果として職務が変更された後の服務規律について述べるにすぎないものと解すべきであり、本件配転に係る配転命令権の根拠になるものではない。
- ② 新就業規則は、被告に勤務する様々な職員を区別せずに対象としているが、大学教授とそれ以外の教職員とでは、その職務内容や勤務形態は著しく異なっている。そもそも、高度の専門性を有する特定の分野について研究・教授・指導を行う大学教員にとって、その所属学部・学科はその専門分野と不可分なものであり、使用者による一方的な配置転換にはなじまない。殊に、その専門性が最高度に達している大学教授については、自らの専門分野の学部の教授会に所属・参加し、研究・教授を行う基本的権利があるところ、配置転換はこれを侵すものであるから、もともと新就業規則の効力は及ばないというべきである。
- ③ 本件就業規則変更は、下記の理由により無効である。
 - a 本件就業規則変更には、労働基準法 90 条の手續が採られていない。
 - b 新就業規則 25 条(5)は、大学教授に適用される限り、教授会へ参加する権利及び学生への教授の権利並びにこれらの権利を担保し、研究活動に不可欠な学部所属を侵す不合理なものである。

(イ) 労働契約に内在する人事権について

争う。労働契約が締結されれば、使用者は当然に労働者の労働条件(就業場所や職務内容)の変更について一般的な命令権を持つとすることは、余りに労働者の意思と利益を軽視するものであり、労働契約の内容が両当事者の合意で決まると定める労働契約法の趣旨に合わない。東亜ペイント事件最高裁判決(最高裁昭和 61 年 7 月 14 日第二小法廷判決)の趣旨からしても、被告の主張は失当である。

(ウ) 職務及び職場等の限定について

なお、仮に、新就業規則 25 条(5)により被告の教職員に対する配転命令権が一般的に認められるとしても、そもそも大学教員は、その専門的研究分野を特定し、かつ、学識や実績等を踏まえ、助手、助教、准教授等として労働契約が締結されるものであるところ、原告は、本件大学心理学部教授として労働契約を締結しており、同契約上、心理学部教授会に参加する権利、同学部及び大学院において、原告の専門分野である認知発達心理学に関する科目及びこれに伴う「卒業研究」等を教授する権利等を有するので、これらを奪う配転を行うことはできない。

オ 争点 5 (本件配転が配転命令権の濫用に当たるか) について

(原告の主張)

仮に、被告が原告に対する配転命令権を有しているとしても、次の事情によれば、本件配転は、これを濫用したものであり、許されない。

(ア) 本件配転は、原告に、耐え難い不利益を与えるものである。

- ① 原告は、本件配転により、心理学部の教授として活動できなくなり、学内の職務分担や社会貢献活動、意思決定に関与する諸権利、すなわち、研究・教育の基盤となる予算獲得とその使用、国内外の研修や会議への出席、研究成果の発表を行うなどの機会をことごとく剥奪された。また、本件大学では、学会開催補助、教員交換制度、短期在外・国内研修制度、専門誌購入等は、学部を基本的な単位として制度設計されており、原告はこれを利用することができなくなった。
- ② 教授会は、心理学部や本件大学全体の在り方について情報の提供を受け、議論し、意見を形成し表明する場である。そして、心理学部教授会は、月に一度は開催され、報告事項や審議事項は 20 ないし 30 にも及ぶことがあり、これに出席しなければ大学内の情報は全く入手できないし、様々な政策や規定変更等についての意見を表明することもできない。原告は、本件配転によりそれらの機会を奪われ、その結果、大学教授として大学の自治に参加するという憲法上の権利を奪われた。
- ③ 学生への教授は、学生との様々な交流・相互作用により、学問を深めるとともに、

教育者としての喜びを感じる機会であるところ、原告は、本件配転により、心理学部における卒業論文や特殊演習、大学院心理学研究科における修士論文指導（いずれもゼミ形式の科目）の担当を外された。また、学生との交流は、研究内容を深め、新たなアイデアを得るために不可欠であるし、認知発達心理学の研究において必要なデータの収集・分析も原告一人で学生の協力なしに行うことは不可能である。そして、原告は、本件配転に伴い担当授業時間数を、被告が補助金を受け取る基準教員とは認められない 3 コマ未満に制限されることとなり、教授の場が著しく制限され、これにより「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」という学校教育法上の活動に著しい支障を来すとともに、身分も極めて不安定なものとなっている。

- ④ 原告は、心理学部において、専門とする認知発達心理学を中心に、関連するあらゆる分野にわたる研究をすることができたが、教育研究所では、「追手門学院の教育理念に基づき、教育の在り方について研究」するものとされ、研究活動が制約されている。
 - ⑤ 原告の専門とする認知発達心理学の研究は、実験設備の利用が不可欠であるところ、教育研究所や一貫連携教育機構にはかかる設備はなく、これを利用した研究ができなくなった。
 - ⑥ 教育研究所や一貫連携教育機構においては、心理学部におけるのと同様の教育研究活動が保障されず、また、心理学部・心理学科が主催する社会活動（社会人向けの講座等）にも参加が困難であるし、学内委員の割当てもないことから、研究、教育、社会活動、学内委員等により行われる教員評価において著しい不利益を被る。本件大学の教員活動評価においては、教育、研究、社会及び大学運営の 4 領域が設定されているところ、教育研究所においては、教育と大学運営に関与する機会がないため、これらの領域において業績を上げることができず、低評価とならざるを得ない。
 - ⑦ 原告が有する臨床発達心理士スーパーバイザーや学校心理士スーパーバイザー（スーパーバイザーとは、心理の専門家に対し専門的アドバイスをする、心理の専門資格者の上位資格である。）といった資格の更新要件の一つとして、一定のスーパーバイズの件数が求められるところ、この件数は指導を行った大学院生の人数でカウントすることが一般である。原告は、本件配転により心理学部から外されたことにより、大学院生の実習の指導やスーパーバイズの機会を奪われ、資格の維持に支障を来している。
 - ⑧ 教育研究所及び一貫連携教育機構には、原告以外専任の教員がおらず、専任教員との議論や意見交換を通じた切磋琢磨をする機会が奪われた。
 - ⑨ 教育研究所には、従前、兼任等の研究員が置かれたことはあっても教授が置かれたことはなく、教授を置く合理的な理由も乏しい。一貫連携教育機構は、急ごしらえの歴史も伝統もない組織である。このような配置先に置かれた原告の地位はすこぶる不安定なものであり、原告が学問を究める支障となる。
 - ⑩ 本件大学の名誉教授の称号は、対象者が所属する学部教授会の推薦により授与されるとされている（追手門学院大学名誉教授規程）が、本件各配転により、原告はその機会を奪われた。
 - ⑪ 原告は、これまで認知発達心理学の研究者としてのキャリアを積み重ね、年齢的にはその集大成を図る時期に差し掛かっていた。このような時期に研究を進められないということは、原告にとって著しく多大な不利益である。
- (イ) 本件各配転には、何らの必要性もない。
- ① 心理学部に余剰人員が存在するわけではないし、仮に研究所等本件大学内の別組織の業務を教授に命じる場合でも、本件大学の従前の例や他の大学の例では、当該教授の同意を得て併任しているのであり、教授の地位を奪う必要はない。
 - ② 本件配転後、平成 26 年 3 月 31 日付けで教育研究所が廃止されるまでの間に原告が教育研究所で命じられた業務は、平成 25 年 9 月から 12 月にかけて合計 8 回開催された連続講演会のための企画、講師の手配等のみであり、わざわざ専任とし

て行う業務内容ではなかった。被告が教育研究所の活動として主張する教育研究セミナーの開催やニュースレターの発行、研修会等への参加、学生FD活動の支援、高大連携事業の推進、文章表現コンクールの実施、自校教育の推進といった業務が原告に命じられることは一切なかった。

- ③ 原告が旧・心の教育研究所で与えられた業務は、平成25年5月22日と平成26年2月6日の追手門学院茨木中高校研修会での研修講師のみであった。ちなみに、同研究所は、茨木市にある本件大学のキャンパスから遠く離れた大阪城スクエア（大阪市中央区所在）に部屋があり、所属は原告のみで、所員はおろか職員も配置されず、配転から数か月後には、設置されていたコンピュータも引き上げられた。
 - ④ 原告が新・心の教育研究所に配転されてから行った業務は、総合教育研究推進機構会議（機構長、副機構長及び同機構に属する研究所等の所長で構成され、同機構の基本方針に関わる重要事項等を協議する会議）と、心の教育研究所所員会議に数回出席したことだけである。
 - ⑤ 被告は、旧・心の教育研究所を設置して原告を初代所長に任命する際も、新・心の教育研究所に組織改編をする際も、これらの研究所の目的や方向性、事業内容等について、所長となる原告を交えて検討し、準備することではなく、所長就任について原告に打診することもなかった。被告が主張するように、これらの研究所を被告の改革の柱の一つとして重視していたのであれば、その設置に際しては、目的、方向性、初年度ないし設置後数年の事業内容について全学を挙げて検討するのが当然であり、また、そこに初年度の事業を担う初代所長が参加するのが通常であるが、そのようなことは一切なく、そもそもそのような検討が行われていたかどうか不明である。
 - ⑥ 被告は、新旧心の教育研究所の事業内容等に変更はないと主張するが、被告の主張によれば、旧・心の教育研究所が、学院附置として、被告の設置する全ての教育機関の共同の目標のために存在するはずのものであるのに対し、新・心の教育研究所が、大学附置として、飽くまで大学の教育研究を目的とするためのものとなるはずであり、事業内容に変更がないということは、これらの組織変更は何らの実態もなかったことを示している。
 - ⑦ 被告が主張する「心の教育」とは、「学院共通の教育目標」すなわち理念をうたっているものであり、それは、被告の設置する小中高大全ての教職員が日々の教育実践の中で追求すべき課題である。このような日々の実践を離れ、単独に「心の教育」を学問として研究する必要があるかどうかについて、被告は何も検討していないし、仮に独立した研究所を設立して研究する必要があるとしても、それは原告の専門とする認知発達心理学とは基本的に関係のない領域である。
- (ウ) 本件配転は、原告を排除するという不当な目的によるものである。

平成21年6月当時、被告の理事の中には、教授会、職員及び学生による大学の自主的・自律的運営に理解のない者が多く、それらの者は、本件大学の役員の人事や運営に関し、理事会が介入できるような制度を作ろうとし、具体的には、学長選挙制度に関し、教職員の選挙による制度から、被告の理事会が指名する者を選出できる制度に変更することを提案していた。当時、副学長で被告の理事でもあった原告は、同月22日、学長選考検討委員会の設置が決まった大学評議会において、理事長及び理事の権限の明確化に当たっては評議員会や教授会等との信頼関係の確立に努めること、とする私立学校法一部改正の参議院付帯決議も引用しながら、学長選出の制度の在り方については教職員の意見を十分聞いて進めていきたい旨発言した。すると、これが被告の理事会で問題とされ、同月26日の「金曜連絡会」（被告や本件大学の主だった構成員が自由に意見交換をする会合）において、原告の上記発言は理事者側の発言でないとの批判が相次ぎ、原告は、同月29日、副学長を辞任した。このような経過が発端で、原告は、多数派理事の方針に批判的な者とみなされるようになった。

その後実施された学長選挙において、原告は学長に選出されたが、同選挙直後の理事会において、対立候補であった副学長が「原告は理事者を全部取り替えたいと言っているので気を付ける必要がある」と発言したり、被告が、従前学長が選任されてい

た学院長のポストに原告を選任しなかったり、理事会の度に原告に辞任を要求したり、平成23年10月には学長を理事会の決議で解任できるようにしたりし、また、従前学長が指名する者が任命されていた学生部長、入試部長や副学長等について、原告が指名する者の任命を拒否したりした。そこで、原告は、学長の職務を全うすることができないと判断し、平成24年4月2日、学長辞任届を提出した。学長退任後、原告は、もともと所属していた心理学部の教授として、更なる研究・教育に打ち込もうと考えていたところ、被告は、教職員の相当の支持を受け、なおも学内に影響力のある原告を排斥すべく、本件配転を行い、引き続き第2、第3の配転を行った。

このように、本件配転は、大学の自主的・自律的運営を守ろうとする原告を理事会の意に沿わないものとして排斥し、原告の学内での影響力を弱めること、また、原告に著しい不利益を与え、その地位を不安定にし、原告に自ら退職を決意させることのために行われたものであり、その目的からして不当である。

(被告の主張)

本件配転が配転命令権の濫用であるとの主張は争う。

(ア) 旧・心の教育研究所は、被告の教育理念を基に、被告に在籍する約1万人の学生生徒児童園児を対象とする教育施設であり、総合学園としての被告にとって、教育理念を全学的に及ぼすための最も重要な教育組織である。

(イ) 被告は、平成20年に策定した「追手門ビジョン120」を実現すべく、「独立自彊 社会有為」という教育理念を掲げる私学として、「志」や「心」を通じた人間教育を重視し、これを、一貫連携教育機構の下で、本件大学だけでなく、幼小中高にも及ぼそうとしているものである。このように、被告の将来計画の大きな柱をなし、被告全体の独自の教育を確立するのに必要不可欠の機関である一貫連携教育機構における特別教授・心の教育研究所所長というポストには、認知発達心理学の専門家として子供の発達に関し顕著な業績を有し、かつ、学長及び理事を務め、被告全体の方向性を巨視的かつ中長期的に把握できる原告が適任である。また、被告は、原告に対し、これとは別に、心理学系学生に対する教授コマ数も用意して提示した。

(ウ) (イ)のとおり、本件各配転は、本件大学の改革に不可欠のものであるが、原告自身、平成20年12月以降の学長選考制度の改正において特に異議を述べず、平成19年8月の職員全体研修会、同年12月の課長・事務長各補佐及び係長対象の研修会並びに平成20年及び平成21年の各新規採用教職員対象の研修会においても、理事会主導の大学運営が必要であると講話している。このように、原告自身、旧・心の教育研究所の設置の目的や方向性については十分認識していたし、新旧心の教育研究所において目的や事業内容に変更はない。なお、理事長は、原告に対し、平成24年6月22日及び同年7月10日、旧・心の教育研究所就任の打診を行った。

(エ) 本件大学の学長として、他の職員に指揮命令を出す立場にあった原告を、退任と同時に指揮命令に服さざるを得ない立場に置くことは、社会常識上適切とは考えられない。本件配転は、このような配慮をわきまえたものである。

(オ) 本件各配転により、原告に不利益は生じていない。

① 学長就任前の平成21年度に原告に支給された賃金の総支給額は〇〇〇〇万〇〇〇〇〇〇円(教授給40号)、学長退任後の平成24年度に原告に支給された原告の賃金の総支給額は△△△△万△△△△円(教授給41号)であり、本件配転による賃金面の不利益はない。

② 教授会は、大学の教学について意見を述べるのが本来の役割であり、教員の配置換えに意見を述べる機関ではない。学校教育法93条は、大学の重要な事項を審議するものとして教授会を置かなければならないと定めているが、私立大学にあっては、この規定は訓示規定にすぎないし、憲法23条も、私人間に直接効力を有する規定ではない。また、「大学の自治」は、国の行政権や司法権によって大学の管理運営が干渉されることなく学校法人内部で自立的に決定されるべきというものであり、大学、教授会や大学教員が、学校法人に「大学の自治」や「教授会の自治」を掲げて理事会と対峙することなど、もともと権利として認められるものではない。平成16年に改正された私立学校法は、私立の学校法人において理事会を必置機関

とし、私学運営の最高議決機関と位置付けている。誰を教授会のメンバーとするか、大学教員を学部にも所属させるかどうかは、私学においては理事会が決定することであり、本件大学では、教授でない職員や理事長、学長も教授会に参加できるとされている。このように、教授会への参加は、大学教員の当然の権利ではない。もとより、原告は、学長在任中から教授会には出席しておらず、教授会への不参加は、本件各配転により生じた不利益ではない。

- ③ 原告が主張する従前の研究環境の点は、生活上の不利益ではなく、飽くまでも原告が心理学部教授であったことに伴う反射的利益が失われたというにすぎない。原告が学長に就任するまで心理学の研究に適した環境にいたのは、被告が原告に対し、心理学の研究及び学生への教授を職務として求めていたからであるし、原告に提供された研究予算や研修のための費用は、原告個人の探求心を満足させるためではなく、被告の学生の教育及び被告の研究・教育レベルの向上のために支出されるべきものである。
- ④ また、その点を措くとしても、原告が不利益と主張するものは、以下のとおり、いずれも失当である。
- a 一貫連携教育機構、心の教育研究所及び教育研究所においては、各学部同様適切な予算が付与され、原告に対しても、教育研究所教授及び心の教育研究所所長として必要な分の個人研究費が支給されている。各教育職員は、本件大学に予算を請求し、承認を受ければ、短期在外・国内研修や学会等開催補助の支援を受けることができるし、そもそも、原告が主張する制度の利用の可否は最終的に本件大学が判断するものであり、教授が申入れを行えば必ず認められるといった「教授の権利」ではない。
 - b 原告は、本件配転以降、本件大学の教授の地位にあり、本件大学全部の研究施設を使用することができる。
 - c 研究成果の発表は、教育研究所教授及び心の教育研究所所長の立場から十分に行える。
 - d 原告は、本件大学の授業を受け持っており、学生への教授の機会も依然有している。なお、補助金を受ける主体は被告であり、原告に不利益はない。また、現在、補助金支給の基準は、コマ数ではなく担当授業時間数が基準とされており、原告も対象教員になっている。
 - e 専任教員との議論や意見交換をするに当たり、心理学部に所属している必要はない。また、原告は、本件配転以降も、日本学校心理士会、日本心理学会及び発達心理学会例会に出席し、被告から支給された個人研究費により、日本発達心理学会、日本臨床発達心理士会及び日本教育心理学会の会費を支払っている。
 - f 教授会への不参加が本件各配転により生じた不利益でないことは、前記②のとおりである。
 - g 研究内容の制限の点につき、原告は、一貫連携教育機構、心の教育研究所及び教育研究所に関連する分野の研究は今後も行うことができるし、その義務がある。そして、「心の教育」と認知発達心理学は重なる領域であり、原告は、心理学部教授であった頃の研究内容を基に、これを実践的に発展させることが研究内容となる。
 - h 一貫連携教育機構特別教授、教育研究所教授及び心の教育研究所所長の肩書が、教員評価において不利益に作用するとは考えられない。教員活動評価は、各領域の評価を総合して判断されるものであり、学部所属であれば「教育」と「研究」が、学校改革の一環である「心の教育」を担う教育研究所所属であれば「研究」「社会」及び「大学運営」が重点的に評価されることになるから、学部にも所属していないので不利になるということは一切ない。
 - i 一貫連携教育機構特別教授、心の教育研究所所長及び教育研究所教授は、被告が大学改革の柱として設置したものであり、その地位が不安定なものであることはない。
 - j 原告が心理学部に所属していなくても、本件大学及び他大学の大学院・専門機

関に属する大学院生等へのスーパーバイズを継続することに支障はない。そもそも、スーパーバイザーの資格保持は、大学教授の権利などといえるものではない。

k 名誉教授職は名誉職であり、法律上あるいは経済上の価値として議論すべきものではない。また、教授職を全うすれば自動的に付与されるものでもなく、本件各配転がなかったとしても原告がこれを受けることになったかどうかは甚だ未確定であり、本件各配転による不利益として考慮すべきではない。

カ 争点6（本件配転が不法行為を構成するか否か並びにこれにより原告に発生した損害の有無及びその額）について

（原告の主張）

（ア）争点1ないし5において主張したとおり、本件配転は違法・無効であって、不法行為を構成するから、被告は、これにより原告に生じた損害について賠償する責任を負う。

（イ）本件配転により、原告が著しい不利益を被ったことは、争点5において主張したとおりである。その精神的苦痛を金銭に評価すれば、500万円を下らない。

（被告の主張）

（ア）本件配転が不法行為を構成するとの主張は争う。

（イ）争点5において主張したとおり、本件配転により原告が著しい不利益を被ったことはない。損害の発生についても否認する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（争点1ないし4について）

（略）

2 争点1（原告は、学長就任に伴い、当然に教授たる地位を喪失したか）について

(1) ア 上記認定事実のとおり、①学校教育法は、大学における校務を取り扱ういわゆる行政職として、学長、副学長及び学部長の3種類を予定しているが、これらと教育職との兼任の可否については何らの定めを置いていないこと（認定事実(1)ア）、②文部科学省は、副学長について、原則として専任者が充てられるべきであるが、他職との兼務も差し支えないとしていること（認定事実(1)イ）、③文部科学省が私立大学に提出を求める「学生教職員等状況票」の記入要領によれば、学長が教授を兼ねることはあり得るものとされていること（認定事実(6)ア）が認められ、これらの点によれば、法律上、私立大学の学長が、同大学の教授を兼ねることが禁止されているものとは解されない。

イ また、上記認定事実のとおり、④被告は、本件学則において、本件大学の教育職員を教授、准教授、講師及び助教の4種に区分するとともに、本件給与規程において、副学長及び学部長については独立の給料表を設けず、教育職員すなわち教授給等の給与に管理職手当を支給することとしていること（認定事実(2)）、⑤原告が副学長及び学長を務めていた当時、本件大学は、副学長規程において、副学長が教授を兼ねることを前提としていたこと（認定事実(4)）、⑥被告は、本件大学の学長に就任した者に対し、学部教授との併任を命ずることもあったが、学長任命時に学部教授との併任を命じていないのに、学長退任後約8年間教授として勤務させた例(D)があること（認定事実(5)）、⑦被告として文部科学省に提出した書面や、学生・志願者向けに発行する資料に、学長である原告を心理学部教授として記載したり、学長退任後の原告を心理学部教授として紹介したりしていること（認定事実(6)）、⑧原告は、学長在任中も、心理学部及び大学院心理学研究科において、科目を担当し、学生を指導していたこと（認定事実(7)ウ）、⑨被告は、学長退任後の原告に対し、教授給を支給していたことが認められ、これらの事実によれば、被告は、本件大学において、教授から学長となった者については、学長在任中の給与については本件給与規程に従い学長給とするものの、職務として教授たる地位を喪失するものと取り扱ってはこなかったことが認められる。

ウ 以上認定説示した点からすると、本件大学において、従前教授として勤務していた者が学長に就任しても、当然に教授たる地位を喪失するという運用が存在したとは認められず、その旨の労使の合意や慣行があったとも認められない。そして、その他に原告が

教授の地位を失う原因となる事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

- (2) ア 被告は、副学長は原則として専任者が充てられるべきとする通達等を援用して、学長就任と同時に教授たる地位は失われると主張し、原告には教授との併任辞令も発していないと主張する。

しかしながら、上記認定事実のとおり、上記通達は、他職との兼務も差し支えないとしているから、これをもって、教授が副学長又は学長に就任すれば当然に教授たる地位を喪失するということはできない。また、本件大学においても、学長就任時に教授との併任を命じていないにもかかわらず、学長退任後に教授として勤務させていた例があることを併せ鑑みれば、学長就任時に教授との併任辞令を発していないからといって、教授の地位が失われるということとはできない。そうすると、被告の上記主張は理由がない。

- イ 被告は、教授であった者が学長へ就任することは昇進に当たり、上級職位である学長の職務が下級職位である教授の職務を包含することはないと主張する。

しかしながら、上記認定事実(1)アのとおり、学校教育法92条3項及び6項によれば、学長の職務と教授の職務は、行政職と教育職として内容も性質も異なり、上位・下位の関係にあるものとは解されないし、両立しないものとも認められない。また、被告自身、学校教育法上は学長と並び行政職に挙げられている副学長や学部長が教授職を兼務することを前提に本件給与規程を作成して運用していた(ちなみに、学部長は、平成24年3月以前は学部の専任教授から選考するものとされていた。)ことを併せ考慮すれば、教授等の教員が副学長や学部長といった行政職を命ぜられることは、むしろ、教育職としての職務に行政職の職務を加えることを意味するものとされていたと解されるのであり、いわゆる昇進とは異なるものというべきである。そうすると、被告の上記主張は理由がない。

- ウ 被告は、原告が学長在任中心理学部教授会の構成員として取り扱われていなかったことを指摘する。しかし、上記認定事実(7)のとおり、同取扱いは、学長については、出身学部の教授会には出席しないという慣行に従ったものであると認められ、同扱いをもって、学長就任により原告の教授たる地位が失われたと認定するには足りない。

- エ 被告は、学生教職員等伏況票に原告が教授として記載されていないと主張する。しかし、上記認定事実(6)アのとおり、同不記載は、学長が教授を兼ねることがあることを前提に、学長は教員の員数には入れないこととするという文部科学省の指示に従ったものであると認められる。したがって、この点をもって、学長就任によって、原告の教授たる地位が失われたと認定するには足りない。

- オ 被告は、原告を教授と記載した本件大学大学院心理学研究科心理学専攻課程変更認可申請書は、原告が最終稟議者として独断で提出したものであると主張する。しかし、上記認定事実(6)イのとおり、同申請については、理事会の承認を得ている上、同申請書は被告理事長名義で作成されていることが認められ、これらの点からすれば、被告が外部(文部科学大臣)に対し原告を教授として発信したことは変わりがなく、他方で、この案件について原告が最終稟議者として決裁を行ってはいなかったことを認めるに足りる証拠はない。

また、被告は、学院要覧や履修要項、学部案内について、学生の混乱を避けるために、原告を教授として紹介したと主張するが、これらについても、被告が、学生その他多数人に対し、原告を本件大学心理学部教授として紹介し、発信したものであることに変わりはなく、むしろ、被告においても原告が同教授たる地位を有することを前提にしていたことを裏付ける事情であると認めるのが相当である。

- カ 被告は、学長退任後の原告が心理学部教授会に出席することを許容したことはないと主張する。しかし、上記認定事実(8)イのとおり、被告は、原告に同教授会への出席を禁じたこともないのであり、この点をもって、原告の教授たる地位を否定する十分な根拠とはなし得ない。

- キ 被告は、学長退任後の原告に教授給を支払っていたのは、原告に対する不利益を避けるために行ったものであると主張する。しかし、学長退任後の原告について、本件給与規程とは異なる取扱いをするのであれば、原告については、その給与を決めるべき基準

がないこととなるのであるから、原告と協議するなり、原告の給与をどのようにするかについて何らかの検討及び特別の決定なりがなされてしかるべきであるが、そのような検討等がされた形跡は一切見当たらない。むしろ、上記2(1)イで指摘した事実をも併せ考慮すれば、教授給を支払っていたという事実は、被告において、原告が教授たる地位を有するものであると考えていたことを推認させる事情であると認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、原告が学長就任に伴い、当然に教授たる地位を喪失したとはいえず、この点に関する被告の主張はいずれも採用できない。

3 争点2(原告が、被告との間で、学長就任に伴い、教授たる地位を喪失する旨の合意をしたか)について

- (1) 被告は、原告が、学長選考において、学長候補者としての所信表明をすることにより学長に立候補し、これにより教授たる地位を喪失することを申し込み、被告が原告の当選を承認したことをもってこれを承諾したとして、被告と原告との間で、原告が学長に就任するに当たり、教授たる地位を喪失する旨の合意がされたと主張する。
- (2) しかしながら、①原告が学長に就任した当時の学長選考の要領(認定事実(3))によれば、学長候補者として選出されるまでに立候補の過程はないこと、②原則として辞退は認められないこと、③所信表明は、学長候補者として選出された者に義務的に課されるものであり、これを学長就任の申込みと考えること自体困難であるといわざるを得ないこと、④上記2(1)イで述べたとおり、被告は従前、教授出身の学長就任者が当然に教授たる地位を喪失するものとは取り扱ってこなかったのであるから、これに就任することが教授たる地位の喪失を内容とする黙示の意思表示と認めることはできないこと、以上の点が認められ、これらの点に鑑みれば、被告主張に係る合意があったとはいえず、その他に被告の上記主張(上記合意の存在)を根拠付ける的確な証拠は認められない。
- (3) 以上によれば、被告の上記主張は、採用できない。

4 争点3(原告は、学長就任に伴い、当然に心理学部から離脱したか)について

- (1) 被告は、原告が学長に就任するとともに、教授の地位を当然に喪失したのであるから、同時に心理学部からも離脱したと主張する。
- (2) しかしながら、上記2及び3において認定説示したとおり、原告が学長就任により教授の地位を喪失したとは認められない。

そして、上記認定事実のとおり、被告は、学長在任中も学長退任後も、原告を心理学部教授として処遇していたことに加え、原告は、被告との労働契約を締結した当初から、一貫して、認知発達心理学を専門分野とし、本件大学においてその研究と教育を行うことを主たる業務として、被告に対し労務を提供してきたことが認められ、これらの点に鑑みれば、原告の教授たる地位は、心理学部の所属と一体のものとするのが相当である。そうすると、学長就任により当然に教授たる地位を失うことがない以上、原告が心理学部に所属しているという点についても失われるものではないといわなければならない。

なお、被告は、学部には所属しない大学教員は多数存在すると主張するが、かかる事情は、上記判断を左右するものではない。

- (3) 以上によれば、被告の上記主張は、採用できない。

5 争点4(被告の原告に対する配転命令権の有無)について

- (1) 被告は、本件配転を行う配転命令権は、新就業規則25条(5)を根拠とするものである旨主張する。

しかしながら、前記前提事実(4)及び証拠によれば、新就業規則25条(5)の文言は、「業務上の都合により、職務の変更を命ぜられた場合は、旧職務を引き継いだ上、新職務に専念すること」というもので、職務の変更を命ぜられる原因となる事由については何ら規定していないこと、新就業規則25条(5)は、採用・任免、休職、退職・解雇等に関する労使の権利義務を定めた就業規則の「第4章 人事」ではなく、本件就業規則変更により「服務規律」に関して新設された章の中に置かれた規定であること、以上の点が認められ、これら

の点に、他大学における配転命令権に関する規定文言をも併せ鑑みれば、新就業規則 25 条 (5) は、飽くまでも職務変更がなされた後の服務規律に関する規定であって、同規定自体が被告の原告に対する配転命令権の根拠になるものであるとみることはできない。

以上によれば、新就業規則 25 条 (5) を配転命令権の根拠として挙げる被告の上記主張は採用できない。

- (2) 被告は、本件各配転は、本件労働契約に内在する人事権を行使して行ったものである旨主張する。

しかしながら、使用者の労働者に対する配転命令権は、労働契約によりその範囲が画されているものであるところ、前記前提事実 (4) 及び上記 5 (1) のとおり、本件労働契約の内容を規律する新・旧各就業規則のいずれにも、配転命令権の根拠となる具体的な規定は存在せず、他に本件労働契約において、被告が原告に対し、その同意なく心理学部以外の学部に配転を命じ得る権限が定められていることを認めるに足りる証拠はない。かえって、証拠によれば、原告に対する本件配転の前に教育研究所に専属で配置された大学教員は存在しなかったことが認められ、かかる事実は、被告が本件大学の教員に対し、当該教員の同意なく、その専門とする分野に対応する所属学部を外す配転を行う権限を有していないことを推認させるものである。

以上によれば、被告の上記主張は、採用できない。

6 小括（地位確認請求）

以上によれば、その余の点（争点 5）について検討するまでもなく、本件配転は無効であり、これを前提としてされた第 2 配転及び第 3 配転も無効といわざるを得ない。そうすると、原告は、被告に対し、本件大学心理学部教授の地位にあることとなるところ、被告は、原告が同地位にあること自体を争っていることからすれば、原告が本件大学心理学部教授の地位にあることの確認を求める本件請求は、理由があるということになる。

7 争点 6（本件配転が不法行為を構成するか否か並びにこれにより原告に発生した損害の有無及びその額）について

- (1) 認定事実

(略)

- (2) 判断

ア 責任原因について

- (ア) 前記前提事実、上記第 3 の 1 記載の認定事実及び上記 7 (1) の認定事実によれば、①原告は、本件配転により教育研究所に、第 2 配転により旧・心の教育研究所に、第 3 配転により新・心の研究所に配属されたが、これらの研究所には、原告以外に専任の教員は置かれていなかったこと（上記 7 (1) ア）、②旧・心の教育研究所は、本件大学の附置施設ではなく、もとより教授会も存在せず、教育研究所及び新旧各心の教育研究所においても教授会はないこと（上記 7 (1) ア）、③学校教育法上、教授会は、平成 26 年改正前は、大学の重要な事項を審議するものとされ、同改正後は、一定の重要事項につき学長に意見を述べるものとされていること（上記第 3 の 1 (1) ア(イ))、④本件大学において、個人研究費以外に設けられている在外・国内研修制度や学会開催補助制度、専門誌・図書の購入は、学部単位で申請等を行うものとされており、学部には所属しない原告はこれが行えないこと（上記 7 (1) イ）、⑤原告が本件各配転先で命ぜられた業務は、いずれも年に数回の、社会人向けの講演会の企画・講師、中学・高校の教員向けの研修、機構・研究所の会議のみであった一方で、担当を命じられた心理学系の科目はほとんどが講義形式のものであり、心理学部・大学院心理学研究科の学生の卒業研究や演習の指導を外されたが、これらは、学生に対する教育という面だけでなく、原告の研究に着想を与え、また、データの収集や分析を受講学生と共に行うという点で、原告の認知発達心理学の研究にも欠くことのできないものであったこと（上記 7 (1) エ）、⑥原告は、心理学部の所属を外れたことにより、心理学部の有する実験設備を使用することができなくなったこと（上記 7 (1) オ）、⑦本件大学の教員評価は、科目を担当することや修士論文の指導を行うこと、学部の主催するも

のも含めての講演会の講師を務めることなど、学部に所属していなければ得られない事項を加点要素として算出された点数をもとに行われること（上記7（1）カ）、⑧臨床発達心理士・学校心理士の各スーパーバイザーの資格を維持するためには、一定件数のスーパーバイズの実績が必要であるが、大学院生の修士論文の指導から外れたことにより、その機会を喪失したこと（上記7（1）キ）、⑨名誉教授の称号は、学部単位で推薦するものとされているところ、学部に所属しない原告は、その推薦を受けることができないこと（上記7（1）ク）、以上の各事実が認められる。

(イ) 上記各事実を総合して勘案すると、原告は、心理学部を外されたことにより、そうでなければ有していたはずの、教授会を通じて意見を表明する機会を失い、学部を通じて申請等を行うものとされる制度の利用を妨げられ、心理学部・大学院心理学研究科の学生に対する指導を通じ、あるいは共同で、自己の研究を発展させる機会を奪われるとともに、臨床発達心理士・学校心理士の各スーパーバイザーの資格の維持に必要な実績を積む機会を奪われ、また、名誉教授に推薦を受ける機会のない状態になっているということができる。

(ウ) そして、上記第3の1ないし5においてそれぞれ認定説示したとおり、被告は、原告が長年にわたり認知発達心理学を専門とする教授として、本件大学及び大学院において教育・研究に従事してきたことを知りながら、就業規則や労働契約に、このような大学教授の同意なく、その専門分野に対応する配置を転換する権限が定められていないにもかかわらず、本件配転を行って、原告の培ってきた専門的な技能を十分に生かすことのできない環境に原告を置き、その結果、原告は、認知発達心理学の専門家としての実質的な研究・教育・実践の機会の相当部分を奪われ、これらによって、相当程度の精神的苦痛を受けたものと認められる。そうすると、本件各配転は違法・無効であり、被告にはこれを行ったことにつき過失が認められるから、被告は、不法行為に基づき、本件各配転により原告に生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

(エ)① 被告は、原告が教授会に出席することは権利ではないし、また、学長在任中から教授会には出席していなかったのであるから、教授会への不参加は、本件各配転により生じた不利益ではないと主張する。

しかしながら、学校教育法93条は、平成26年改正の前後を通じ、大学の運営について重要な事項を審議し、あるいは意見を述べる機関として「教授会」を置くことと定め、これに、同法が教授の要件及び職務として定めていること（「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」、同法92条3項）を併せ考慮すれば、同条は、大学の運営を決するに当たっては、当該大学において最も高度の学術上の知見を有し、同大学の教育研究の実践に当たっている教授により組織される合議体としての教授会の意見を聴取すべきことを定めたものと解される。かかる観点からすれば、大学の教授は、本来、その専門分野に対応する学部の教授会の構成員として、自己の所属する大学の運営に意見を述べるのが予定されているのであるから、当該教授会で意見を述べる機会を有してしかるべきものということができ、これは、不法行為法上の保護に値する利益に該当するというべきである。

また、原告が学長在任中に心理学部教授会に出席していなかったのは、教授出身の学長は自己の出身学部の教授会には在籍しないという慣行に従ったためであり（上記第3の1（7））、学長を退任すればもとの所属学部に戻るものが当然に予定されていたものである。そして、原告は、学長退任後、心理学部の教授会に出席しており、これを被告に禁じられたこともなかったにもかかわらず（上記第3の1（8）イ）、本件配転後、心理学部に属さなくなったことを理由に同教授会への所属を被告に否定されることとなったのであるから、本件配転後の教授会への不参加が同配転による不利益であることは明らかである。

以上によれば、被告の上記主張は、いずれも採用できない。

② 被告は、学部ごとに申請等の手続が定められている短期在外・国内研修や学会開

催補助等につき、その制度の利用の可否は最終的には本件大学が判断するものであるから、「教授の権利」ではないと主張する。

しかしながら、被告の主張を前提にしても、学部には所属しないこととなった原告には、学部には所属する他の教員と異なり、これらの制度利用の申請等を行う機会、すなわちこれを利用する可能性すらなくなったのであり、これは、不法行為法における法律上の保護に値する利益と認めるに十分なものであるといえるべきである。

したがって、被告の上記主張は、採用できない。

- ③ 被告は、原告が、本件大学の授業を受け持っており、学生への教授の機会も依然有していると主張する。

しかしながら、上記7(1)エ(エ)のとおり、被告は、原告が心理学部の所属でなくなったことを理由に、心理学部及び大学院心理学研究科の演習、卒業研究や修士論文の指導から外れるよう命じたものであるところ、これらの科目は、原告が受け持つその他の科目とは専門性の度合いが異なり、原告の研究活動に益するところも大きいものであり、これを失わせることは、原告が本来研究者として有してしかなるべきであった利益を奪ったものといわざるを得ない。

したがって、被告の上記の主張は、不法行為の成立を否定するには足りない。

- ④ 被告は、本件各配転後の原告の地位において、原告が教員評価上不利益を被ることはないとは主張する。

しかしながら、上記7(1)カのとおり、原告は、本件各配転により、教員評価の基礎となる教員評価票上の評価項目において加点要素となる職務の多くに従事しなくなっているところ、最終的な評価は全学教員活動委員会の総合的な考慮により決定されることを前提としても、その評価の低下のおそれを否定することはできないものといえるべきである。

したがって、被告の上記主張は、採用できない。

- ⑤ 被告は、原告が心理学部に所属していなくても、学校心理士・臨床発達心理士の各スーパーバイザーの資格維持に必要な実績としてのスーパーバイズの継続に支障はなく、そもそもスーパーバイザーの資格保持は大学教授の権利ではないとは主張する。

しかしながら、原告の上記各スーパーバイザーの資格は、原告が長年にわたる上記各心理士としての実践、研究及び教育の結果得られたものであるとともに、本件大学及び大学院の学生に、そのカリキュラムの中で有資格者としての指導を行うことにより、上記各心理士の資格試験の受験資格を取得させ、もって本件大学が心理士養成機関としての役割を果たすのに必要なものであったといえることができる。このように、原告のスーパーバイザーとしての資格は、単に原告が私的に有する資格というにとどまらず、心理の専門家を育成する職業上の技能そのものと同視することができるものと認めるのが相当である(被告は、長年にわたって、原告を心理学部の教授として勤務させ、心理士の育成に当たらせることにより、原告の保持するこれらの資格を利用して教育機関としての役割を営み、利益を受けてきたものである。)

また、確かに、スーパーバイザーの資格維持に必要な実績としてのスーパーバイズは、本件大学の大学院生以外の者に対して行うことも可能であろうが、本来原告が心理学部に所属していれば、より容易にスーパーバイズの機会を得られるものと推認される。

これらの事情を考慮すれば、スーパーバイザーの資格保持に必要な実績を得ることが困難になったことについて、原告に何らの不利益が生じていないといえることはできない。

したがって、被告の上記主張は、いずれも採用できない。

- ⑥ 被告は、名誉教授の称号は単なる名誉職であり、法律上又は経済上の価値として議論すべきものではなく、また、当然に付与されるものでもないから、これを本件各配転により生じた不利益として考慮すべきではないとは主張する。

しかしながら、名誉教授の称号が、それ自体法律上又は経済的な価値を有しない

としても、それが大学における長年にわたる実績を基礎とし、その功績を教授会その他の組織に認められて初めて与えられるという過程に鑑みれば、これが法律上何らの保護に値しないものとはいえないし、また、これが付与されるかどうかは教授会等の審査の結果いかにかかっており不確実であるとしても、少なくともこれを得る機会ないし可能性は、不当に奪われてはならない利益というべきである。

したがって、被告の上記主張は、いずれも採用できない。

イ 損害について

以上認定説示した本件各配転により原告が置かれた状況、本判決により原告の心理学部教授の地位が確認されることその他本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、本件各配転により原告が被った精神的損害に対する慰謝料の額は、50万円が相当と認められる。

ウ 小括（損害賠償請求）

以上によれば、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、その精神的損害に対する賠償として50万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成25年4月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、主文掲記の範囲で理由があり、その余については理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官	内藤裕之
裁判官	笹井三佳
裁判官	新城博士